

## 在職老齢厚生年金 Q & A その1



Q

私は、60歳台前半の厚生年金を貰える者ですが、厚生年金保険を採用している会社に勤めると、年金額が減らされると聞きました。ほんとうでしょうか？



A

その通りです。年金額は減らされます。  
ただし、減らされるパターンは年金額と給料の合計額によって異なります。減額計算をする前提として、『基本月額』と『総報酬月額相当額』の内容を知っておく必要があります。

**基本月額とは：**

60歳台前半の年金（報酬比例部分＋定額部分）÷12です。  
加給年金は含みません。

**総報酬月額相当額とは：**

在職しているその月の標準報酬月額＋在職しているその月以前の1年間の標準賞与額÷12です。



Q

私は、60歳台前半の年金額を1,200,000円。4月の給与は110,000円なので、標準報酬月額は110,000円。  
賞与は年2回で1回あたり、225,000円でした。  
賞与合計は450,000円で1年間の標準賞与額は440,000円でした。  
この場合の基本月額と総報酬月額相当額はいくらになりますか？



A

基本月額＝1,200,000円÷12＝100,000円  
総報酬月額相当額＝110,000円＋440,000円÷12＝146,666円  
になります。

在職老齢厚生年金 Q & A その2



Q

基本月額＝1,200,000円÷12＝100,000円  
総報酬月額相当額＝110,000円＋440,000円÷12＝146,666円  
の場合に貰っている1,200,000円の年金額は減らされますか？



A

基本月額＋総報酬月額相当額が280,000円以下の場合には、年金額は減らされません。

基本月額100,000円＋総報酬月額相当額146,666円＝246,666円です  
から年金額は減りません。

基本月額

+

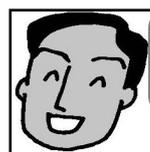
総報酬月額相当額

28万円



Q

在職老齢厚生年金はどんなパターンがあるのですか？



A

4つのパターンがあります。

各パターンには、貰えない年金額の計算式があります。以下の図と計算式を覚えて、自分の基本月額と総報酬月額相当額をもとに計算してください。

①基本月額が280,000円以下。総報酬月額相当額が470,000円以下の場合

基本月額			
	28万円		
総報酬月額相当額			
			47万円

貰えない年金額の計算式

$$= (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 280,000\text{円}) \times 1/2 \times 12$$

### 在職老齢厚生年金 Q & A その3

②基本月額が280,000円以下。総報酬月額相当額が470,000円超の場合

基本月額			
	28万円		
総報酬月額相当額			
		47万円	

貰えない年金額の計算式

$$= \{(470,000円 + \text{基本月額} - 280,000円) \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 470,000円)\} \times 12$$

③基本月額が280,000円超。総報酬月額相当額が470,000円以下の場合

基本月額			
	28万円		
総報酬月額相当額			
			47万円

貰えない年金額の計算式

$$= (\text{総報酬月額相当額} \times 1/2) \times 12$$

④基本月額が280,000円超。総報酬月額相当額が470,000円超の場合

基本月額			
	28万円		
総報酬月額相当額			
			47万円

貰えない年金額の計算式

$$= \{470,000円 \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 470,000円)\} \times 12$$

## 在職老齢厚生年金と退職所得Q&A その4



Q

65歳以後の在職老齢厚生年金はどんなパターンがあるのですか？



A

2つのパターンがあります。

①は基本月額＋総報酬月額相当額＝470,000円以下の場合に年金額は減りません。

②基本月額＋総報酬月額相当額＝470,000円超の場合に年金額は減ります。

貰えない年金額の計算式は

$= (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 470,000\text{円}) \times 1/2 \times 12$ です。



Q

私は、勤続40年で先日退職しました。退職金を2,500万円貰いました。退職所得はいくらになりますか？



A

勤続年数が40年なので、退職所得控除は下記の表の

(勤続年数－20年)×70万円＋800万円になります。

この控除を引いた残りの金額の1/2が退職所得になります。

退職所得控除＝(40年－20年)×70万円＋800万円＝2,200万円

退職所得＝(2,500万円－2,200万円)×1/2＝150万円になります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	勤続年数×40万円(80万円以下の場合には80万円)
20年超	(勤続年数－20年)×70万円＋800万円